



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 3月31日金曜日 第1747号外 1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1

## 規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則..... 4

## 告 示

愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車税及び自動車取得税の納税地の指定..... 4

## 条 例

### ○愛媛県条例第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく処分により、愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号の表ア中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表イからエまでの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第18条第1項第1号イ中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に、同項第3号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第18条の2第1項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第3項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第4項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第20条の3中「793円」を「898円」に改める。

第47条第2項中「又は第13条」及び「（法第150条第4項本文の規定に該当するものを除く。）」を削る。

第72条第1項中「営業開始の」を「事業開始の」に改め、同項第1号中「営業を」を「事業を」に改め、同号エ中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に改め、同項第2号中「営業」を「事業」に改める。

第78条第1項第5号中「営業所」を「事務所又は事業所の」に改める。

附則第5条第1項中「35万円を」を「32万円を」に改める。

附則第7条第1項中「利益の配当（）」を「剰余金の配当（

以下この条において「剰余金の配当」という。）に、「剰余金の分配」を「剰余金の配当」と改め、同項第1号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める。

附則第18条第1項及び第2項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

附則第19条の4中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第20条の見出しを「（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）」に改め、同条中「平成15年4月1日から平成18年3月31日」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改める。

附則第21条第1項中「第67条の2第3項」を「第67条の3第3項」に改める。

附則第22条第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「969円」を「1,074円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「461円」を「511円」に改める。

附則第23条第1項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

附則第23条第1項第3号から第5号までを削り、同条第2項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が地方税法施行規則で定める許容限度（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるものに対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受

けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第23条第3項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして令で定めるもの（第5項において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち、」、「窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして地方税法施行規則で定める許容限度（第5項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）」を「平成17年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で同省令」を「もので地方税法施行規則」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第4項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第23条第5項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの」に改め、同条第6項を削る。

附則第24条第2項中「電気を動力源とする自動車」で地方税法施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車、同省令で定めるものを「前条第1項に規定する電気自動車等」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技

術基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、前条第2項に規定するエネルギー消費効率が同項に規定する基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（前2項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で同省令で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 愛媛県県税賦課徴収条例第20条の3の改正規定及び同条例附則第22条の改正規定並びに附則第8項から第13項までの規定 平成18年7月1日
  - (2) 愛媛県県税賦課徴収条例第72条第1項及び第78条第1項第5号の改正規定並びに同条例附則第7条第1項の改正規定 会社法（平成17年法律第86号）の施行の日（県民税に関する経過措置）
- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。（事業税に関する経過措置）
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

- 5 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条に規定する特定保険業についての新条例第18条第1項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第3号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業とみなす。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分（新条例附則第21条第1項の改正規定を除く。）は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 改正前の愛媛県税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）附則第20条の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の3」とあるのは「100分の3.5」とする。  
（県たばこ税に関する経過措置）
- 8 平成18年7月1日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 9 指定日前に旧条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号。以下「改正法」という。）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第4条第1項第5号に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。  
（1）製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき 105円  
（2）新条例附則第22条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円
- 10 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、新条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。
- 11 附則第9項に規定する者は、改正法附則第9条第3項に規定する申告書を指定日から起算して1月以内に提出しなければならない。
- 12 附則第9項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第17条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、前項の規定により提出されたものとみなす。
- 13 附則第11項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。  
（自動車税に関する経過措置）
- 14 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
（自動車取得税に関する経過措置）
- 15 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
（愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）
- 16 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日」を「平成18年4月1日から平成19年3月31日」に改め、「家屋及びその敷地である」を削る。  
（愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 17 次項に定めるものを除き、改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 18 改正前の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」と、「100分の0.3」とあるのは「100分の0.35」とする。  
（愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）
- 19 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日」を「平成18年4月1日から平成19年3月31日」に改め、「家屋及びその敷地である」を削る。

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

20 次項に定めるものを除き、改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

21 改正前の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」と、「100分の0.3」とあるのは「100分の0.35」とする。

規 則

○愛媛県規則第24号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1号様式2(表)中 

税率
3 / 100
-----
4 / 100

 を 

税率
/ 100
-----
/ 100

 に改め

る。

第10号様式1中「資本等の金額総額」を「資本金等の額総額」に、「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第500号

愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車税及び自動車取得税の納税地の指定(昭和43年6月愛媛県告示第611号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1号中「、第12条又は第13条」を削る。